

「荒川河川整備計画（骨子）」について  
学識経験を有する者、関係する住民、関係都県から  
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「荒川河川整備計画（骨子）」について学識経験を有する者、関係する住民、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1.2 計画対象期間	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象期間について <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の見直しを随時図っていくべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画対象期間については、必要に応じて適宜見直しを行う旨を、原案「3.2 計画対象期間」に記載しました。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に対する影響について <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動による水位の上昇は何cmを想定しているのか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動については、IPCCの第5次評価報告書では、熱帯低気圧の強度が強まり、激しい降雨の頻度が増大し、海面も今世紀末には1986～2005年と比べ0.26～0.82mの範囲で上昇する可能性が高いと予測されています。これらの課題に関していまだ脆弱な我が国の国土において、気候変動による外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象）の増大とそれにとまなう水災害の激甚化や発生頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による水災害、さらには極めて大きな外力による大規模な水災害など、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっている旨を、原案「2.5 今後取り組むべき課題」に記載しました。</li> </ul>
2. 河川整備計画の目標に関する事項	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策の目標について <ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策の目的に「河川・流域で形成されている歴史の継承と保全、文化の発展のため」の観点も重要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保存・伝承に取り組んでいく旨を、原案「6.4 治水技術の伝承の取り組み」に記載しました。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標における誇大な表現について <ul style="list-style-type: none"> <li>兜町や大手町の機能麻痺など誇大な表現は工夫すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、表現については工夫し、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動について <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を考慮した計画とすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水・高潮、水質悪化等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討する旨を、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水・利水・環境の連携について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水・利水・環境について横串を入れるような総合的な記述が必要。</li> <li>・ 治水、環境の双方が有機的に連携すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、荒川は首都圏を貫流し治水・利水上の重要性が極めて高いだけでなく、貴重なレクリエーションの場となっているほか、中流部の広大な高水敷等に多様な生物の生息環境が形成されるなど、治水・利水・環境・防災といった機能が密接に影響しあっている。そのため河川整備にあたり、これらの多面的な機能を横断的に連携して発揮させるような効果的な施策を検討する旨を原案「5.河川の整備の実施に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下流の特性を踏まえた目標設定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下流の特性を踏まえた記述が重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、首都東京に集中する行政機関・企業等への影響も考えられ、日本全体に与える影響は甚大であることや、上流部では人口減少や高齢化等により、経済の活性化が課題となっている旨を原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水循環基本法について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の流域全体の水循環を目標にした水循環基本法の理念を入れるべき。</li> <li>・ 「水循環基本法」に示された集水域管理を具体化する「河川整備計画」とすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」を記載しました。</li> </ul>
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標流量について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標流量は過大である。</li> <li>・ 荒川の治水対策は、安心・安全を確保する上で、大変重要な課題である。</li> <li>・ 目標流量について、もっと高い水準を目指すべきという議論があってもよい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目的として目標流量を設定していることが多く、荒川の重要性を考慮して、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水を目標としたものです。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮における目標について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮の目標について、設定理由を記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和34年9月の伊勢湾台風の被害に鑑み、東京湾の高潮対策計画がたてられ、荒川においてもこの計画と整合を図ったものです。計画策定において東京湾に大きな高潮をも</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>たらしした大正6年台風及びキティ台風、名古屋地方を襲った伊勢湾台風の3つをモデル台風として、実際の経路に近いコースとこれに平行的な仮定のコースを設定し、モデル台風と組み合わせて、それぞれのケースの偏差を算出しました。このうち、最も高い偏差を用い計画高潮位を設定しております。(計画高潮位=天体潮位+偏差)</p>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川流量の経年変化について <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の河川流量データを提示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水文・水質データベースにより公開しております。 URL：<a href="http://www1.river.go.jp/">http://www1.river.go.jp/</a></li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標流量に対する施設について <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川上流部についても、重点的な施策の項目をたてるべき。</li> <li>荒川中流部においても、決壊すれば十分な避難時間が確保できない地域がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流部も含め具体的な施策については、原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項」に、記載しております。 なお、避難時間の確保については、原案「5.1.1(7)危機管理対策」に記載しております。</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画を上回る洪水等について <ul style="list-style-type: none"> <li>計画を上回らない場合でも被害の可能性があるため、自助・共助・公助の記述は工夫すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等を工夫する旨を原案「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しました。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>保水力について <ul style="list-style-type: none"> <li>上流域の森林対策、中下流域の水田対策との一体的な治水対策が必要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨に関しては、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全に関しては、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を原案「6.1流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動について <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を考えた時に、河川と市街地のセットで長期的な戦略を考えて行くことが必要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る旨を、原案「4.1洪水、津波、</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しました。
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄居地点の正常流量設定の根拠（内訳）を示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、及び水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。</li> <li>・ 流水の正常な機能の維持に関する目標については、基準地点での具体的な流水の正常な機能を維持するため必要な流量の値を目標として設定することが一般的です。</li> </ul>
2.3 河川環境の整備と保全に関する目標	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然回復を目指した河川整備計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円山川水系河川整備計画のように荒川も自然の回復を前面に打ち出すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に対する配慮について、ご意見を踏まえて記載しました。</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性基本法 生物多様性国家戦略の文言も明記すべき。</li> <li>・ 生物多様性に配慮したという概念を入れるべき。</li> <li>・ 「多様な」の後に「生物多様性基本法に基づく」または「生物多様性野保全に配慮した」を記述すべき。</li> <li>・ 「流域に広がる」の前に「生物多様性に配慮した」を記述すべき。</li> <li>・ 「河川の状況に応じ」の後に、「生物多様性保全の観点から」と記述すべき。</li> <li>・ 「水質、動植物の生息・・・」の前に「生物多様性基本法の基本原則に則り」と記述すべき。</li> <li>・ 生態系サービスというキーワードを入れるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見については、生物多様性の保全に配慮した動植物の生息・生育・繁殖の場の確保等を図る旨を、原案「4.河川整備の目標に関する事項」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性と生態系サービスの記述については、適宜使い分けをするべき。</li> <li>・ 生物多様性を重視した管理を重視すべき</li> </ul>	
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「影響の緩和に努めます」を「影響を極力除去します」に改めるべき。</li> <li>・ 「河川環境の整備保全」の後に、「流域の総合的一体的管理」を記述するべき。</li> <li>・ 河川環境の整備と保全に関する事項を河川環境の整備と総合的かつ一体的な管理保全に関する事項と改めるべき。</li> <li>・ 総合的一体的管理のための「山林の保全」の項目を設けるべき。</li> <li>・ 「地域住民」の後に環境団体を記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、冷濁水の放流による下流の環境への影響を可能な限り抑制する旨を、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</li> <li>・ 水循環基本法における、総合的な河川管理については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> <li>・ なお、森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を記載しております。</li> <li>・ 環境団体等の市民団体については、関係機関に含まれているものとして記載しております。</li> <li>・ 項目によって、関連する団体や関係自治体等が多岐にわたる場合には、地域住民や関係機関として記載することとしております。</li> <li>・ なお、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に、協働作業による河川整備を推進する旨を、記載しております。</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川に生息する生物の調査を進めるべき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川に生息する生物の調査については、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する旨を、原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> </ul>
	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚類について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚類にも目を向けた計画にしていきたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、水環境の改善や多様な動植物の生</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>水産業との調和に関して記述すべき。</li> </ul>	<p>息・生育・繁殖の場の確保等を図る旨を、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。</p>
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>文化財の保護について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護について、「計画の実施に当たっては、文化財の保護に配慮するよう努めます」等と追加の記載をすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、歴史・文化・人のかかわりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</li> </ul>
3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	23	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ダム</b>の放流調整について <ul style="list-style-type: none"> <li>「洪水を安全に流下させるための対策」の項目にダムの放流調整が必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<p>ご意見を踏まえて、ダムの操作運用に当たっては、操作規則等に基づき迅速かつ的確に操作する旨を、原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しました。</p>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>整備メニュー</b>について <ul style="list-style-type: none"> <li>整備目標を実現するために、それぞれの整備がどのように繋がっていくのかを記載すべき。</li> <li>優先的に取り組む対策は何か議論が必要ではないか。</li> <li>30年間の実施手順を示すべき。</li> <li>目標流量に対する施設計画を示すべき。</li> <li>概ね30年間の整備メニューについて、可能な限り具体的に盛り込むべき。</li> <li>具体的な施設が明記されていないので効果的なパブコメにならない。</li> <li>洪水の発生防止又は軽減に関して、河川整備を促進すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、治水・利水・環境・防災といった機能が密接に影響しあっているため河川整備にあたり、これらの多面的な機能を横断的に連携して発揮させるような効果的な施策を検討する旨を、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」に記載しました。</li> <li>また、整備手順については、首都圏を抱える下流部の抜本的な治水安全度向上のため、調節池の整備を優先して取り組む旨を「5.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。</li> <li>なお、具体的な整備内容を原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>堤防の整備</b>について <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防拡幅にあたっては環境対策を実施する事。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備にあたっては、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する旨を原案「5.1.河川工事の</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防整備により、着実な治水安全度向上を図るべき。</li> <li>・ 堤防の拡幅によって取水施設の維持管理に悪影響が生じないよう配慮すべき。</li> <li>・ 入間川樋管改築を推進すべき。</li> </ul>	<p>目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の整備箇所を原案「5.1.1(1)1)堤防の整備」に記載しました。</li> <li>・ また、堤防の拡幅等の整備によって、関連施設に影響のおそれがある場合には関係機関と調整の上、整備を行います。</li> <li>・ なお、堤防の整備に伴い改築等が必要となる水門、樋門・樋管等については、関係機関と調整の上施行します。</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入間川及び小畔川の河道掘削を推進すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入間川・小畔川においては、河川整備計画の目標を達成するために必要となる河道掘削は現状ではありませんが、今後の状況の変化等により必要に応じて実施いたします。</li> </ul>
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR川越線について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR川越線橋梁について、橋梁架替を推進すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁架替については、原案「5.1.1(1)3)橋梁架替」に記載しました。</li> </ul>
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR武蔵野線橋梁付近の堤防について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR武蔵野線の橋梁部の周辺において堤防が低くなっており、河川整備計画を策定し早急な改善対策を実施すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨を踏まえて、JR武蔵野線については、原案「5.1.1(1)4)橋梁部周辺対策」に記載しました。</li> </ul>
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調節池への賛否に関するご意見について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調節池は洪水を起こす有害な施設である。</li> <li>・ 広大な河川敷が持っている湿地、屋敷林等の環境を生かす空間と共存できるようすべき。</li> <li>・ 新たな洪水調節池の増設は必要ありません。</li> <li>・ 洪水調節池の増設は荒川中流部河川敷の豊かな自然を破壊する。</li> <li>・ 「調節池の土地利用のための用地は、河川環境の保全</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調節池の整備にあたっては、その影響区間も含めて、先行して堤防の整備を行うことにより、必要な高さや幅を確保する旨を、原案「5.1.1(1)5)洪水調節容量の確保」に記載しました。</li> <li>・ 調節池に越流しないような、中小規模の出水が発生した場合には、現在と比較して河川の水位が上昇する区間がありますが、調節池が整備された時点では、堤防に必要な高さや幅が確保されているため、安全に流下させることができ、洪水が起こり易くなる事はありません。</li> </ul>



骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>が河川環境の保全が著しく損なわれている場所から整備し、環境回復の役割を果たすこととする」と記述すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調節池整備にあたっては、生物多様性の観点から重要性の高い場所の保全管理のあり方を明記すべき。</li> <li>調節池整備にあたっては、ゴルフ場、飛行場等の民間利用について特別扱いしないことを明記すべき。</li> <li>中流部の空間及び横堤は治水安全度を高めるため役割を担っている一方で貴重な河川環境の場でもある。</li> <li>横堤の持っている効果と、調節池の効果の違いを示すべき。</li> <li>横堤や大囲堤など歴史的な技術を一般の方々にアピールすべき。</li> <li>調節地の整備について、計画段階から情報公開に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、調節池に越流するような、大規模な出水が発生した場合には、現在の広い高水敷・横堤、以上にピーク流量を低減させ、下流の水位を下げる効果があります。</li> <li>なお、中流部に整備する調節池群の整備にあたっては、整備後の自然環境の保全や快適な河川空間の利用、適切な維持管理がなされるよう、現に河川敷に形成されている多様な生物の生息環境や多様な河川空間の利用状況などに配慮しながら検討を進めていきます。</li> <li>横堤があることで、整備計画規模の洪水が発生した場合、岩淵地点で約 900～1300m<sup>3</sup>/s 程度流量が低減されると試算しています。</li> <li>調節池を整備する事により、岩淵地点の流量は更に約 500～1300m<sup>3</sup>/s 程度低減されると試算しています。</li> <li>ご意見を踏まえて、歴史的な技術等について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら施設の保存・伝承に取り組んでいく旨を、原案「6.4 治水技術の伝承の取り組み」を記載しました。</li> <li>今後の整備にあたっては、情報提供に努めていきます。</li> </ul>
	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一調節池について <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川第一調節池をゲート付調節池に改造すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、既存の調節池についても、新規調節池群と一体となった、より効果的な洪水調節を行う為の整備について検討する旨を、原案「5.1.1(1)5洪水調節容量の確保」に記載しました。</li> </ul>
	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防の賛否に関するご意見について <ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防整備は不要であり削除すべき。</li> <li>高規格堤防は膨大な事業費を要するなどのため反対。</li> <li>高規格堤防は部分的にしか完成していないためほとん</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防の必要性や施行の区間については、原案「5.1.1(4)超過洪水対策」に記載しました。</li> <li>高規格堤防事業については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>ど治水効果がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格堤防の整備は地元住民の生活に多大な影響を与える。</li> <li>・ 近年の異常気象や切迫している首都直下型地震を鑑みると、一刻も早い高規格堤防の整備が望まれる。</li> <li>・ 高規格堤防について、今後も引き続き上下流及び左右岸のバランスに配慮しながら、一層の整備推進を図るべき。</li> <li>・ 中川の左岸堤防を堤外地へ広げ荒川左岸の高規格堤防とすべき</li> </ul>	<p>大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の下流部のゼロメートル地帯等には、密集した市街地が広がっており、洪水や高潮によりひとたび堤防が決壊すると、多くの方が亡くなるなど壊滅的な被害が発生する可能性があります。このような区域では、堤防の決壊を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。</li> <li>・ 高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。</li> <li>・ 高規格堤防は、既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されただけでもその区間における堤防の安全性が格段に向上します。</li> <li>・ また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。</li> <li>・ さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。</li> <li>・ なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努め、実施していきます。</li> </ul>
	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>超過洪水対策について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低コストの堤防強化工法を導入すべき。</li> <li>・ 超過洪水対策の重要性を議論し、必要な対策を盛り込むべき。</li> <li>・ 「超過洪水対策」の前に、「田んぼや貯水池等の保水機能の活用など周辺の土地利用も含めた」を記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防強化に関する技術研究が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。</li> <li>・ 超過洪水対策における課題として、極めて大きな外力による大規模な水災害など、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっています。想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「既存施設の有効活用を含め」の後に、「田んぼ、ため池の活用等の土地利用と保全など」と記述すべき。</li> <li>・ 高規格堤防の整備を行う「とともに、氾濫対策として、堤防周辺の調整池機能を持たせた土地利用対策を行う」と記述すべき。</li> <li>・ 関係者に自然保護団体や河川協力団体を明記すべき。</li> </ul>	<p>被害をできる限り軽減できるような努めることや、また堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図ることが必要となっており、原案「2.5(1)気候変動適応策の推進」、「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」、「5.1.1(7)危機管理対策」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> <li>・ 高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、共同事業者等の関係者と調整をしながら、事業を行っていきます。</li> <li>・ 自然保護団体や河川協力団体等の市民団体については、関係者に含まれているものとして記載しております。</li> <li>・ 項目によって、関連する団体や関係自治体等が多岐にわたる場合には、地域住民や関係機関として記載することとしております。</li> </ul>
	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>超過洪水対策以前に対応すべき事項について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早急に必要内水対策などに取り組むべき。</li> <li>・ 高規格堤防より堤防強化を優先すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水対策の実施に当たっては、洪水の発生頻度と、洪水が発生した場合の被害の大きさの両方を考慮する必要があります。</li> <li>・ 発生する被害は比較的小さいものの、発生する頻度が大きい「内水」に対する対策や、発生頻度は小さいものの、甚大な被害が発生するような「大河川の洪水」に対する対策については、いずれも重要であると考えています。</li> <li>・ そのため、引き続き超過洪水対策として高規格堤防の整備を含む荒川の整備や、内水対策を着実に進めることが適切であると考えています。</li> <li>・ なお、内水対策については、原案「5.1.1(6)内水対策」を記載しています。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐侵食、耐震といった機能を有しており、一方、堤防強化対策は、越水には耐えられないものの浸透、侵食等に対応するものです。</li> <li>・ 治水対策を進めていく上では、洪水の発生頻度と被害の大きさの両方を考慮しながら進める必要があります、高規格堤防の整備、堤防強化対策は、いずれも重要であると考えています。</li> </ul>
	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波遡上対策</li> <li>・ 耐震対策について引き続き取り組むべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.1(5)地震・津波遡上対策」を記載しました。</li> </ul>
	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内水対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内水氾濫対策への取り組みに重点をおくべき。</li> <li>・ 埼玉県は浸水被害軽減対策に向けた取り組みを進めているが、最終的には直轄河川に排水を頼らざるを得ない状況である。</li> <li>・ 内水対策に関して、下水道と河川施設の一体的な運用等について、柔軟な対応が促進されるよう配慮すべき。</li> <li>・ 知事管理河川における内水対策について、柔軟な対応が促進されるよう配慮すべき。</li> <li>・ 内水対策は市町村行政の責任である事を明記すべき。</li> <li>・ 関係者に自然保護団体や河川協力団体を明記すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する旨を原案「5.1.1(6)内水対策」及び「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> <li>・ 自然保護団体や河川協力団体等の市民団体については、関係者に含まれているものとして記載しております。</li> <li>・ 項目によって、関連する団体や関係自治体等が多岐にわたる場合には、地域住民や関係機関として記載することとしております。</li> <li>・ なお、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に、協働作業による河川整備を推進する旨を、記載しております。</li> </ul>
	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害復旧のための」の前に「河川環境の保全に配慮しつつ」と記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理対策だけでなく、河川の整備の実施に当たっては、水質、動植物の生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する旨を原案「5.1 河川工事の目標、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保水力について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山の保水力の管理を追加すべき。</li> <li>・ ため池は農業のみならず、洪水対策に役に立つという評価もしてもらいたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> <li>・ 雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させる旨を、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> </ul>
3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質改善対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の保守点検が不十分であることを問題点として捉えるべき。</li> <li>・ 水質の指標で、湛水域ではBOD以外にもT-N、T-Pも非常に重要な指標。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘の趣旨については、計画対象区間外のため、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ 水質については、良好な水質を維持するため、水質の状況を把握する旨を原案「5.2.3 (1)水質の保全」に記載しました。T-N、T-Pの指標についても、把握、評価を実施していきます。</li> </ul>
	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の河床について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川上流部は部分的に河床の岩盤化や樹林化が進行しており、魚の住みやすい河床に復元すべき。</li> <li>・ 上中流部の河床及び砂礫減少について、骨子に盛り込むべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、二瀬ダムへの堆砂、およびダム下流域での河床材料の粗粒化・アーマー化、基盤岩の露出などへの対策としてダム下流への土砂還元を引き続き実施する旨を原案「5.2.1 (12) 総合的な土砂管理の推進」に記載しました。</li> </ul>
	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の連続性について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山から川までの河床をなだらかにして、連続性を保全すべき。</li> <li>・ 川を切断する人工的な構造物は、魚の往来を妨げる。</li> <li>・ 川の生態系を完全に分断している玉淀ダムの撤去を河川整備計画に盛り込むべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、河川の連続性を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、河川及びその土地利用状況に配慮しながら、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進する旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</li> <li>・ 堤防の整備、河道掘削等に伴い改築が必要となる水門、樋門等については、関係機関と調整の上、必要に応じ生物の</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>移動可能範囲の拡大に配慮しつつ、整備を実施する旨を、原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玉淀ダムについては、計画対象区間外のため、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>動植物の生息・生育・繁殖できる環境を保全・再生するとあるが、ここに外来動植物の駆除を盛り込むべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、必要に応じてハリエンジュ、シナダレスズメガヤ等の外来種の除去等を実施する旨を原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> </ul>
	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の保全・再生について <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の緑が地域住民の生活に潤いをもたらせる。</li> <li>河川環境の整備を行い、これまでに失われた湿地や自然の遷移を活かす整備すべき。</li> <li>環境面では瀬と淵の再生が重要である。</li> <li>高水敷の地盤が高すぎる。自然地ゾーンの地盤を下げてはどうか。</li> <li>ヨシ原の保全とあわせヒヌマイトトンボの保護を地域と協力して実施すべき。</li> <li>貴重な動植物が持続的に生息できる環境の維持・保全に配慮すべき。</li> <li>ビオトープやワンドといったエコロジカル・ネットワークの形成について積極的に図るべき。</li> <li>エコロジカルネットワークの構築により、荒川周辺の公園や緑地帯の機能がアップしている。</li> <li>高齢化・人口減少を考慮すると、地域活性化がより重要となる。自然地は観光にも生かすことができる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指す旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</li> <li>自然環境の保全と再生については、荒川が本来有している砂礫河原、瀬と淵、湿地、ヨシ原、干潟等の保全・再生に努める旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</li> <li>多様性のある湿地環境等を整備する旨を原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> <li>ヒヌマイトトンボやオオヨシキリ等の生息の場となるヨシ原等の湿地の保全・再生を行う旨を原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> <li>河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮する旨を原案「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。</li> <li>河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、河川およびその周辺の土地利用状況にも配慮しな</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然地は観光にも生かすことができる。</li> </ul>	<p>がら、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進する旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコロジカル・ネットワークの形成のための整備を推進し、また、地域の活性化を推進する旨を原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>他機関との連携について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携を強化するとともに、生態系ネットワーク形成に向けた取組を積極的に図るべき。</li> <li>・ 人為的な対策を明記し河川漁協との調整を図るべき。</li> <li>・ 他の省庁と連携して森林の健全化を推進すべき。</li> <li>・ 埼玉県の管理区間について、国と県が連携して河川環境の保全と再生ができるよう配慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークの形成のための整備を推進し、また、地域の活性化を推進する旨を原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> <li>・ ダム下流域での河床材料の粗粒化・アーマー化、基盤岩の露出などへの対策としてダム下流への土砂還元を引き続き実施する旨を原案「5.2.1(12)総合的な土砂管理の推進」に記載しました。</li> <li>・ 林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しました。</li> <li>・ 荒川・入間川等における関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図る旨を原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載しました。</li> </ul>
	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川利用について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ等の河川利用は削除すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の河川空間の利用については、スポーツの利用者が多数に上ることから、スポーツ等の利用を含めて、人と河川との豊かなふれあいの確保に資する整備を行っていきます。</li> </ul>
	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>河川へのアクセスについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川右岸武蔵野線下より堤防強化工事箇所において、河川利用推進のため、階段又はスロープの設置をすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.3 (3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。坂路や階段等の設置に限らず、河川工事の実施に当たっては、これ</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルフ場の区間でも、水辺にアクセスできるような整備を進めるべき。</li> </ul>	<p>までと同様に必要に応じて地域住民や関係機関等から意見を聞き、進めていきます。</p>
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階からの考慮事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>河川工事の設計段階から、自然護岸や魚道など生物との共存を考慮することが重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、河川工事にあたっては、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する旨を原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しました。</li> </ul>
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化に伴う気候変動の影響について <ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化に伴う気候変動の影響」の小項目に関連項目を示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、関係機関と調整を行い調査検討を行っていくこととしており、その旨を、原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項」「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。</li> </ul>
	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設の長寿命化について <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化について、新技術の導入を配慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて、河川の維持管理を行うに当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討する旨を、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。</li> </ul>
	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆砂土砂について <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖における土砂の掘削等の対策については、ダムの機能を維持するために不可欠である。</li> <li>国及び水機構では、土砂還元等で河床の維持に努めているが、今後河川整備計画への位置付けも含めて引き続き積極的に取り組むべき。</li> <li>ダムにたまった土砂には、在来種の種が含まれている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設ダムの堆砂対策については、堆積状況を把握するとともに、貯水池機能の低下を防ぐため、堆積土砂の掘削や貯砂ダムの設置など適切な対策を検討し実施する旨を原案5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しました。</li> <li>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯砂ダムの賛否に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>あらたな環境破壊をもたらし、生物の生存を脅かし、膨大なムダ使いであり反対であり削除すべき。</li> <li>位置や規模等を慎重に考えること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯砂ダムの必要性については、原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しました。</li> <li>貯砂ダムについては、検討段階であり設置については検討を行っていきます。</li> </ul>



骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、実施にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮します。</li> </ul>
	51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二瀬ダム等の賛否について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムは不要であり、ダム堰堤の撤去を追記すべき。</li> <li>・ 二瀬ダム等のダムは不要であることを追記すること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の重要性を考慮して、戦後最大洪水である昭和 22 年 9 月洪水と同規模の洪水を目標としたものです。この目標を達成するには、既設ダム群の洪水調節が必要不可欠であり、その上で中流部に新たな池を建設します。</li> </ul>
	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダム周辺の法面について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダム周辺及びダム上流部ののり面施設について、貯水池保全の観点から、国が補修・改修出来る整備計画とすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、ダム貯水池ののり面保護については、原案「5.2.1(4)ダムの維持管理」に記載しました。</li> </ul>
	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法行為に対する監督・指導について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷内に自然発生した樹木について流水の疎通に支障のおそれがあり考慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。</li> </ul>
	54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における防災力向上について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が危険を察知したら、行政へ通報をする市民意識を育てることが必要。</li> <li>・ 地域防災力の向上には平常時からの対策が重要である。</li> <li>・ 「自助・共助・公助の精神のもと」は削除すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> <li>・ なお、水災害分野における気候変動適応策の基本的な考え方などをとりまとめた、「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」(平成 27 年 8 月 社会資本整備審議会)にあるように、最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的にかつ、連携して対応することが必要なことから、自助・公助・共助の精神についても、記載しております。</li> </ul>
	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市河川特有の被害対策、連携対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川という都市河川特有の被害と対策、連携対策について、具体的に明記すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市河川特有の被害と対策については、地下街・要配慮者利用施設及び大規模工場等における水防力の強化を図るため、管理者等に対し、洪水、津波、高潮等の避難確保計画または浸水防止計画の作成を支援していく旨を、原案</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携対策の具体の対策の一つとして、国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応するため関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)を策定する旨を、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> </ul>
	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川空間は、大都市における最大の「余力」と位置付けられる。</li> <li>・ 荒川は、緊急物資の水上輸送が可能な開水面を有している。</li> <li>・ 災害時に交通が麻痺した場合に河川敷道路は重要である。</li> <li>・ 災害時に堤防天端を使う交通は有効である。</li> <li>・ 荒川下流部の危機管理対策が重要であることを記述すべき。</li> <li>・ 危機管理を示す記述を充実すべき。</li> <li>・ 危機管理については、先駆的に実施している取り組みを記載すべき。</li> <li>・ 市街地との連携を考える必要がある。</li> <li>・ 既存の計画や取り組みについて記載すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨について、災害時における荒川の河川空間は、広域避難場所として地域の防災機能を担う旨を、原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載しました。</li> <li>・ また、沿川地域の避難者救済活動を円滑に行うため、緊急用河川敷道路の整備、災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する橋梁アクセス道路の整備、緊急用船着場の整備、航路確保のための浚渫等の緊急輸送ネットワークの整備を行う旨を原案「5.1.1(7)危機管理対策」に記載しました。</li> <li>・ 荒川下流部の重要性を踏まえて、原案「5.1.1(7)危機管理対策」及び「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> <li>・ また、先駆的に実施している取り組みとして、タイムラインの策定等を、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> <li>・ 市街地との連携については、ハザードマップの作成・活用の支援やタイムラインの策定等を、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> <li>・ 既存の計画や、取り組みも含めて、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> </ul>
	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二瀬ダム下流の河床は岩が露出しており改善すべき。</li> <li>・ 総合的に土砂管理を行う視点が重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な土砂管理については、原案「5.2.1(12) 総合的な土砂管理の推進」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の河道の変遷について河川管理者の見解を記載すべき。</li> <li>・ 河床低下について解説を記載すべき。</li> <li>・ 土砂管理など流域全体を視野に入れた施策を盛り込むべき。</li> <li>・ 土砂について、熊谷から上流区間は総合的な土砂管理の視点で取り込むべき。</li> <li>・ ダムの下流では河床の低下や岩盤化が顕在化しており、河川内の構造物や生物への影響が懸念される。</li> <li>・ 荒川上流部は河床低下により橋梁の基礎が露出しており補強すべき。</li> </ul>	
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川水の利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用水の安定した供給を図るべき。</li> <li>・ 水利の実態に合わせた見直しとあるが、具体的に示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」及び原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」を記載しました。</li> </ul>
	59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流水の正常な機能の維持について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な低水管理とは具体的に何を指しているのか示すべき。</li> <li>・ 荒川ダム群の統合運用については、「荒川ダム群（県管理ダムを含む）の統合運用」とし、運用の対象を明確化すべき。</li> <li>・ 水循環について、荒川を評価する際は、利根川との関連性を視野に入れるべき。</li> <li>・ 荒川の水循環は利根川との関連を考慮すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」を記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の保全について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな指標による水質の評価等について情報提供すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行う旨を原案「5.2.3 (1) 水質の保全」に記載しました。なお、評価結果については、必要に応じて関係機関に情報提供を行っていきます。</li> </ul>
	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物調査について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川とその流域に生息する生物の調査を進めるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する旨を原案「5.2.3 河川環境の整備と保全」に記載しました。</li> </ul>
	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒメイトトンボ、ヨシの現状を示すべき。</li> <li>・ 河川敷の農地は、生物多様性に大きな関係があり重要である。</li> <li>・ 良好な自然環境を保つためには、管理が重要。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、「1.1 荒川の流域及び河川の概要」を記載しました。</li> <li>・ かつての荒川の蛇行形状と自然環境をとどめる旧流路跡や周辺の湿地や農地、ハンノキ等の河畔林が見られ、多種多様な動植物の生息環境を形成している旨を原案「2.3 (2) 自然環境」に記載しました。</li> <li>・ 三ツ又沼ビオトープ等整備を完了した自然地については、関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業、河川協力団体等との連携、支援を積極的に図り、これら様々な主体と一体となった協働作業により、新たに構成員を発掘し新たな担い手を確保しながら自然環境が保全されるよう、適切な維持管理を実施する旨を原案「5.2.3 (2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民等との連携について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体や地域住民と協力して、外来種の防除対策を講じてはどうか。</li> <li>・ 「地域住民等と」を「地域住民や環境団体等と」と改めるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については、外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する旨を原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。</li> <li>・ 環境団体等の市民団体については、関係機関に含まれているものとして記載しております。</li> <li>・ 項目によって、関連する団体や関係自治体等が多岐にわたる場合には、地域住民や関係機関として記載することとしております。</li> <li>・ なお、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に、協働作業による河川整備を推進する旨を、記載しております。</li> </ul>
	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川空間の利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「秩序ある利用の促進」を「秩序ある利用が適正に行われるよう務める」に改めるべき。</li> <li>・ ラジコンやパラグライダー等の利用について課題があるので記述すべき。</li> <li>・ 川の利用状況を把握し、利用者の合意のうえで、計画づくりを進めるべき。</li> <li>・ 運動場や農地の利用形態について把握することが重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川は首都圏における貴重なオープンスペースとして多様に利用されているため、誰もが安全で快適に河川敷を利用できるようにするためのルールを策定するなど、秩序ある利用の促進を目指します。</li> <li>・ 荒川の河川空間の利用については、計画対象区間における主なものを原案「2.3(3)河川空間の利用」に記載しました。</li> </ul>
	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水面の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水上バス等の水面利用について、取り組むべき。</li> <li>・ リバーステーションの民間活用及び災害時に活用できるよう周辺の整備を行うべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.3(4)水面の適正な利用」に記載しました。</li> <li>・ 二瀬ダム、滝沢ダム、浦山ダム、荒川第一調節池等のダム貯水池においても、カヌー等の湖面利用が盛んな旨を</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ダムの湖面利用が盛んなことから」とあるが、どこでどのような湖面利用しているのか明確にすべき。</li> <li>・ 水面利用を地域活性化に結びつけてはどうか。</li> </ul>	<p>「5.2.3(4)水面の適正な利用」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の歴史・文化、河川環境、地域活性化を考慮しながら、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る旨を「5.2.3(4)水面の適正な利用」に記載しました。</li> </ul>
	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>景観の保全について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笹目橋から上流について、国立公園並の環境保全を目指すべき。</li> <li>・ 滝沢ダム・浦山ダムの景観は必ずしもよいとは言えない。</li> <li>・ 景観の評価は見る人によって異なるので事実を記載すべきではないか。</li> <li>・ 「景観の保全」の箇所に、「景観・文化財の保全」と、「文化財」について記載すべき。</li> <li>・ 「景観の保全」を「歴史と景観の保全」に改め、「関係機関」の前に、「調査研究を行い、その記録を蓄積しながら」を追記すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の保全については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しており、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。</li> <li>・ 景観の保全等については、原案「5.2.3(5)景観の保全」に記載しました。</li> <li>・ なお、河川工事の実施に当たっては、文化財について、これまでと同様に必要に応じて地域住民や関係機関等から意見を聞き、進めていきます。</li> <li>・ ご意見を踏まえて、河川等の基礎的な調査研究及び景観や歴史的な施設について保全・継承に努める旨を原案「5.2.1 (9) 河川等における基礎的な調査・研究」及び「5.2.3 (5) 景観の保全」に記載しております。</li> <li>・ また、これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努める旨を、原案「6.4 治水技術の伝承の取り組み」に記載しております。</li> </ul>
	67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>歴史・文化について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備計画の中で、福祉や文化についても取り上げてもらいたい。</li> <li>・ 川の博物館との連携も重要。</li> <li>・ 荒川の歴史について重要であると考えている。</li> <li>・ 「歴史的な施設」の後に「及び文化財」と、「文化財」</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉に関しては、誰もがより安心・安全に利用できるユニバーサルデザインを踏まえた改善を図る旨を原案「2.3(3) 河川空間の適正な利用」に記載し、河川空間の適正な利用がされるよう配慮します。</li> <li>・ なお、文化については、自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り、保全・継承に努める旨を、原案「5.2.3(5)景観の保</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<p>について記載すべき。</p>	<p>全」に記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連施設との連携等については、原案「5.2.1(6)関連施設の維持管理」に記載しました。</li> <li>・ 荒川の歴史等について保存・伝承に取り組んでいく旨を、原案「6.4 治水技術の伝承の取り組み」に記載しました。</li> <li>・ 河川工事の実施に当たっては、文化財について、これまでと同様に必要に応じて地域住民や関係機関等から意見を聞き、進めていきます。</li> </ul>
	68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>環境教育の推進について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育に加え、防災教育も重要である。</li> <li>・ 環境教育と防災教育を対立軸とにならないように記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、防災教育の取組を推進する旨を、原案「5.2.1(11)9)防災意識の向上」及び「5.2.3(6)環境教育の推進」に記載しました。</li> </ul>
	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>不法投棄対策について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支川から流入する浮きゴミを対策すべき。</li> <li>・ 荒川下流部では、ホームレスの周りに多くゴミが散乱しており指導を強化すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.3(7)不法投棄対策」に記載しました。</li> <li>・ また、ご意見を踏まえて、原案「5.2.3(9)ホームレス対策」に記載しました。</li> </ul>
	70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>不法係留対策について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝霞地区に不法係留船対策としてマリーナを設置すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.3(8)不法係留船対策」に記載しました。</li> </ul>

骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画策定の取り組みについて</li> </ul>	71	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>有識者会議の運営方法について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般傍聴者も同室傍聴とすべき。</li> <li>有識者会議は、定足数を定めるべき。</li> <li>住民の意見を把握したい。</li> <li>住民の意見は有識者会議でも参考になるのではないか。</li> <li>議論を深めるための勉強会を行ってはどうか。</li> <li>テーマを絞って意見を述べるという会議の進め方も考えられる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の傍聴方法については、会議ごとに定めております。</li> <li>議事内容の透明性の確保に関しては、平成11年に閣議決定されました「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、「審議会等の運営に関する指針」を定めています。</li> <li>有識者会議は「審議会等」に該当しませんが、それによると、公開に関しては、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」としており、それに違反するものではないと考えております。</li> <li>なお、関東地方整備局で開催し、いわゆる同室傍聴により一般公開していた会議において、傍聴席からの不規則発言等により議事の進行に支障をきたした例がありました。</li> <li>また、荒川河川整備計画有識者会議は整備計画を作成するにあたり、学識経験を有する者の意見を聞く場として設置するものであり、定足数を定める必要はないと考えています。</li> </ul>
	72	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>関係住民の意見を反映させる取り組みについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見提出者の利便性を考えた様式に変更すべき。</li> <li>整備計画策定までに説明会を開催すべき。</li> <li>丁寧な意見募集と関係団体の意見聴取の手続きをすべき。</li> <li>関係住民の意見を反映するために必要な措置を検討してほしい。</li> <li>意見募集の結果や会議の議事録を公表すべき。</li> <li>意見募集に性別の記述が必要なのか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川水系河川整備計画の策定を進めるにあたり、平成27年2月から河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち荒川河川整備計画関係都県会議を開催し、関係都県と検討内容の認識を深め、同平成27年2月に河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者の意見を聴く場として、荒川河川整備計画有識者会議を開催するとともに、平成27年3月に「荒川河川整備計画(骨子)」を公表し、意見募集をしてきたところであり、それぞれの段階において、関係都県、学識経験を有する者、関係住民等から意見聴取を実施してきました。</li> <li>今後も、各段階においてご意見をお聞きし、関東地方整備局の考え方を整理し、河川整備計画策定に向けた検討を進めていきます。</li> </ul>



骨子章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、意見募集の結果等については「荒川河川整備計画 骨子に対する意見募集の結果について」で公表しております。</li> <li>・ 意見募集の様式等については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他</li> </ul>	73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本高水について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川の基本高水は複合確率により基本高水流量を設定しており不適切である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第23回社会資本整備審議会河川分科会(平成19年2月27日)において、確認頂いております。</li> <li>・ なお、検討にあたっては、複数を手法により妥当であるという確認をしております。</li> </ul>
	74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・地域住民との連携について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民等との連携について、整合のとれた記述とすべき。</li> <li>・ 関係機関等の表現は、具体的な名称を記載すべき。</li> <li>・ 農林部局との連携も重要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて、対象が明確な場合は特定して記述し、関係自治体等多岐にわたる場合は、関係機関として記載することとしました。</li> </ul>
	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川河川整備計画対象外範囲のご意見について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸川区北小岩高規格堤防に反対。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘の趣旨については、計画対象区間外のため、いただいたご意見については、今度の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たなステージについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省が公表した「新たなステージに対応したあり方」及び今後の気象変動の影響等といった観点から考慮した上で計画を作成すべき。</li> <li>・ 「新たなステージに対応したあり方」についても河川整備計画に反映すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動の影響については、原案「2.5 今後取り組むべき課題」に記載しました。</li> <li>・ 「新たなステージに対応したあり方」については、原案「5.2.1(11)地域における防災力の向上」に記載しました。</li> <li>・ 国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応するため、関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）を策定する等の施策を実施していきます。</li> </ul>

骨子章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画の策定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安全・安心のため、整備計画の早期の策定を要望する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各方面からさまざまなご意見に耳を傾けつつ、速やかに策定作業を進めていきたいと考えています。</li> </ul>